



新しい 教育基本法と 教育再生

平成19年3月
文部科学省

教育基本法が新しくなりました

H18.12.15成立
H18.12.22公布・施行

- 教育基本法は、教育の根本的な理念や原則を定めるものです。
約60年ぶりに教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明確になったことにより、教育再生は新たな第一歩を踏み出しました。
- 今後、新しい教育基本法の理念を実現するため、関係法令の改正や予算での肉付けなどにより具体化を進めます。
- 学校現場、文部科学省を含めた教育関係者の熱い志をもって、子ども達が、安心して楽しく学び、育つことのできる学校づくりなどを目指します。
- 毎日様々な問題が発生している今こそ、社会全体で教育に対する基本的な認識を共有し、家庭が、地域が、学校が、そして一人一人が、自らの課題として考え、教育の再生に努力していきましょう。

ポイント

「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、時代の変化とともに大切になっている事柄を明確にしています。

○教育の目的(⇒第1条)

- ・ 「人格の完成」
- ・ 「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」 など

○教育の目標(⇒第2条)

- ・ 「豊かな情操と道徳心」
- ・ 「自律の精神」
- ・ 「職業・生活との関連の重視」
- ・ 「公共の精神」
- ・ 「生命や自然の尊重」
- ・ 「伝統と文化の尊重・それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」 など

■ 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間

■ 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民

■ 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人

の育成を目指します。

○生涯学習社会の実現(⇒第3条)

- ・社会が複雑化し、激しく変化している中で、一人一人が充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたって学習することができる社会の実現が求められています。
- ・学習の成果を職場、地域や社会で生かすことができるようなチャンスがあることも大切です。

○信頼される学校の確立(⇒第5条～第9条)

- ・保護者が子ども達を、安心して預けられる学校にすることが大切です。
- ・国公私立を通じた学校教育は、生涯にわたる学習の基盤をつくり、社会性を身に付けていくうえで、重要な役割を担っています。
- ・子どもの教育に直接に当たる教員が、社会の信頼に応えていくことが求められています。
- ・これからの時代には、高い専門的な知識を備えた人材を育てる大学・大学院の重要性がますます高まってきます。

○家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力(⇒第10条～第13条)

- ・教育は学校だけで行われるものではありません。家庭はすべての教育の出発点であり、地域社会の果たす役割も重要です。また、幼児期の教育や社会教育を振興していくことが大切です。
- ・学校・家庭・地域の三者が、それぞれの役割と責任を自覚し、お互いに協力し合うことが求められています。

○教育行政(⇒第16条)

- ・教育行政は、国と地方が、適切に役割を分担し協力して行うことが必要です。
- ・国は、基本的制度の枠組みや全国的な基準の設定などを担い、地方は、それぞれの地域の実情に応じて実際の教育の実施などを担います。

○教育振興基本計画(⇒第17条)

- ・教育基本法の理念を具体的に実現していくために、今後どのような教育施策を行い、それをいつまでに達成するのか、といった総合的・体系的な計画を策定し、これを国民にわかりやすく示すことが大切です。

改正を受けての取り組み

☆関係法令の改正

文部科学省では、新しい教育基本法の理念に基づき、各種施策の充実はもちろん、関係法令の改正に取り組んでいきます。

まず、最初の取組として

①学校教育法

⇨義務教育の目標の新設、各学校種の目的・目標の見直し、新たな職の設置など

②教育職員免許法及び教育公務員特例法

⇨教員免許更新制の導入、指導が不適切な教員の人事管理の厳格化など

③地方教育行政の組織及び運営に関する法律

⇨教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、地方分権の推進、国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政など

の3本の法律改正を進めます。

☆教育振興基本計画の策定 ➡19年度内の策定を目指し作業を進めます。

(H15.3.20 中教審答申より)

- 計画期間は概ね5年間で、教育に関する事項（学術、スポーツ、文化芸術教育などの推進に必要な事項も含む）を対象とすることを考えています。
- 国民に分かりやすい具体的な政策目標と施策目標を明記するとともに、施策の総合化・体系化、重点化に努める必要があります。

Q

学校教育で何を学ぶかについて定めている学習指導要領を見直す予定はありますか。

A

新しい教育基本法で明確になった教育の目標をそれぞれの学校でより良く実現していく必要があります。このため、小学校、中学校、高等学校等の目的・目標を定めている学校教育法の見直しを踏まえ、中央教育審議会において、学習指導要領について専門的に検討・見直しをしていきます。

Q

昨今、いじめが社会問題化していますが、文部科学省では、どのような対応をとっているのでしょうか。

A

いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という認識の下に、教育現場での関係者の毅然とした対応と、子どもたちの危険信号を見逃さず、学校・家庭・地域が連携し、いじめの早期発見、早期対応を図ることが大切です。

文部科学省では、いじめた子どもに対し時には毅然とした対応で臨むよう周知するとともに、子どもや保護者が全国どこからでも、夜間・休日を含めていじめなどの悩みをより簡単に相談できるよう、全国統一の24時間いじめ相談ダイヤル（0570-0-78310【なやみいおう】）を設置しています。子どもが安心して学べる環境づくりに向けたこれらの取組を、今後も更に推進していきます。



文部科学省生涯学習政策局政策課

住所:〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

E-mail:syoseisk@mext.go.jp

基本法関係資料集HP:http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/houan.htm